

◎新潟県訓令第1号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

令和3年1月8日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下「削除別表号」という。）を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第6条関係） （略） 農林水産部 （略） 水産課		別表第4（第6条関係） （略） 農林水産部 （略） 水産課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(1) (略)	(1)・(2) (略)	(1) (略)	(1)・(2) (略)
(2) 水産業協同組合法第64条（同法第92条第4項及び第96条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、設立の認可をすること。	(3) <u>削除</u>	(2) 水産業協同組合法第64条（同法第86条第3項、第92条第4項及び第96条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、設立の認可をすること。	(3) <u>水産業協同組合法第126条の規定により、専用契約を取り消すこと。</u>
(3) 水産業協同組合法第68条第2項（同法第96条第5項において準用する場合を含む。）及び同法第91条第2項の規定により、解散決議の認可をすること。	(4) 漁業法第122条の規定により、漁場の標識の建設又は <u>漁具等</u> の標識の設置を命ずること。	(3) 水産業協同組合法第68条第2項（同法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。）及び同法第91条第2項の規定により、解散決議の認可をすること。	(4) 漁業法第72条の規定により、漁場の標識の建設又は <u>漁具</u> の標識の設置を命ずること。
(4) 水産業協同組合法第69条第2項（同法第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、合併を認可すること。	(5)～(16) (略)	(4) 水産業協同組合法第69条第2項（同法第86条第4項、第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、合併を認可すること。	(5)～(16) (略)
(5) 漁業法（昭和24年	(17) <u>新潟県漁業調整規則第22条第1項若しくは第23条第1項の規定により、漁業の許可の取消し等</u> をすること（ <u>漁業法第60条第5項第5号の内水面に係るものに限る。</u> ）。	(4) 水産業協同組合法第69条第2項（同法第86条第4項、第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、合併を認可すること。	(17) <u>新潟県内水面漁業調整規則（昭和47年新潟県規則第93号）第23条第1項又は第25条第1項若しくは第2項の規定により、漁業の許可の取消し等</u> をすること。
	(18) <u>新潟県漁業調整規則第33条第13項において準用する第22条第1項若しくは第2項又は第23条第1項の規定により、採捕の許可の取消し等</u>	(5) 漁業法（昭和24年	(18) <u>新潟県内水面漁業調整規則第41条第1項又は第43条第1項若しくは第2項の規定により、採捕の許可の取消し等</u> をすること。

法律第267号) 第14条第4項(同条第10項において準用する場合を含む。)、同法第16条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)、同法第57条第5項、同法第58条において準用する第42条第3項及び第46条第2項、同法第58条において読み替えて準用する第42条第5項、同法第64条第1項(同条第8項及び第67条第2項において準用する場合を含む。)、同法第64条第4項(同条第8項及び第67条第2項において準用する場合を含む。)、同法第70条(同法第76条第3項において準用する場合を含む。)、同法第72条第7項、同法第78条第3項、同法第79条第3項、同法第80条第2項、同法第86条第2項(同法第88条第4項(同条第5項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、同法第88条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)、同法第91条第3項(同法第88条第4項(同条第5項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、同法第109条第3項、同法第111条第4項、同法第119条第8項、同法第165条第2項及び第5項並びに同法第170条第4項の規定によ

をすること。

法律第267号) 第8条第6項の規定により、漁業権行使規則又は入漁権行使規則の認可をすること。

- り、意見を聴くこと。
- (6) 漁業法第88条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、休業中又は行使を停止された期間中の漁業許可をすること。
- (7) 漁業法第106条第7項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、漁業権行使規則又は入漁権行使規則の認可をすること。
- (8) 漁業法第161条の規定により、土地の使用等の許可をすること。
- (9) 漁業法第162条又は第163条の規定により、立入等の許可をすること。
- (10) 漁業法第165条第1項の規定により、使用権の認可をし、及び同条第4項の規定により、土地の形質の変更等の許可をすること。
- (11) 漁業法第170条第1項の規定により、遊漁規則の認可をし、及び同条第3項の規定により、遊漁規則の変更の認可をすること。
- (12) 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第7項及び第18条第3項（同法第19条第2項及び第21条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、意見を聴くこと。
- (13) 水産資源保護法第18条第1項の規定により、保護水面を指定すること。

- (6) 漁業法第11条、第27条、第34条及び第65条の規定により、意見を聴くこと。
- (7) 漁業法第36条の規定により、休業中の漁業許可をすること。
- (8) 漁業法第120条の規定により、土地の使用等の許可をすること。
- (9) 漁業法第121条又は第122条の規定により、立入等の許可をすること。
- (10) 漁業法第124条第1項の規定により、使用権の認可をし、及び同条第4項の規定により、土地の形質の変更等の許可をすること。
- (11) 漁業法第129条の規定により、遊漁規則の認可をすること。
- (12) 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第8項及び第15条第3項（同法第15条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により、意見を聴くこと。
- (13) 水産資源保護法第15条第1項の規定により、保護水面を指定すること。

(14) 水産資源保護法第19条第1項の規定により、保護水面の区域を変更し、又は指定を解除すること。

(15) 新潟県漁業調整規則（令和2年新潟県規則第59号）第11条第7項及び第33条第5項の規定により、意見を聴くこと。

(16) 新潟県漁業調整規則第42条第1項の規定により、岩礁破碎等の許可をすること。

(略)

(略)

別表第5（第14条の2関係）

(略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長
（水産振興担当）専決事項

(1)～(5)の4 (略)

(5)の5 水産業協同組合法第48条第2項（同法第96条第3項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可をすること。

(5)の6 水産業協同組合法第48条第4項（同法第96条第3項において準用する場合を含む。）又は同法第84条の7第2項の規定による定款の変更の届出を受理すること。

(5)の7 (略)

(5)の8 水産業協同組合法第68条第6項（同法第96条第5項において準用する場合を含む。）又は同法第85条の4第2項の規定による解散の届出を受理すること。

(5)の9 水産業協同組合法第85条の2第4項の規定による成立の届出を受理すること。

(5)の10 水産業協同組合法第85条の5第3項の規定による合併の届出を受理すること。

(5)の11 水産業協同組合法第86条の9の規定による組織変更の届出を受理すること。

(5)の12 (略)

(5)の13 (略)

(5)の14 (略)

(6) 漁業法第57条第1項の規定による農林水産省令で定める漁業（小型機船底びき網漁業のうち

(14) 水産資源保護法第15条の2第1項の規定により、保護水面の区域を変更し、又は指定を解除すること。

(15) 新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第9条、第25条、第26条及び第28条の規定により、意見をきくこと。

(16) 新潟県漁業調整規則第43条第1項の規定により、岩礁破碎等の許可をすること。

(略)

(略)

別表第5（第14条の2関係）

(略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長
（水産振興担当）専決事項

(1)～(5)の4 (略)

(5)の5 水産業協同組合法第48条第2項（同法第86条第2項及び第96条第3項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可をすること。

(5)の6 水産業協同組合法第48条第4項（同法第86条第2項及び第96条第3項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の届出を受理すること。

(5)の7 (略)

(5)の8 水産業協同組合法第68条第5項（同法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。）の規定による解散の届出を受理すること。

(5)の9 (略)

(5)の10 (略)

(5)の11 (略)

(5)の12 (略)

(5)の13 (略)

(5)の14 (略)

(5)の9 (略)

(5)の10 (略)

(5)の11 (略)

(6) 漁業法第66条第1項の規定による漁業（小型機船底びき網漁業のうち新潟県漁業調整規則第

機船手繰網漁業、手びき網漁業及び板びき網漁業を除く。第13号から第17号までにおいて同じ。)の許可をすること(同法第60条第5項第2号に規定する海面に係るものに限る。)

(6)の2 漁業法第57条第1項の規定による農林水産省令で定める漁業の許可をすること(同法第60条第5項第5号に規定する内水面に係るものに限る。第20号から第23号までにおいて同じ。)

(7)～(11) (略)

(12) 新潟県漁業調整規則第4条第1項の規定による漁業(同項第5号(こぎ刺し網及びまき刺し網を除く。))及び第8号に掲げる漁業を除く。次号から第17号までにおいて同じ。)の許可をすること。

(13) 新潟県漁業調整規則第6条の規定による起業の認可をすること。

(14) 新潟県漁業調整規則第13条第1項又は第2項(これらの規定を同規則第33条第13項において準用する場合を含む。)の規定により、許可等の条件を付けること。

(15) (略)

(16) 新潟県漁業調整規則第24条の規定により、許可証を交付すること。

(17) 新潟県漁業調整規則第29条(同規則第33条第13項において準用する場合を含む。)の規定により、許可証を書換え交付し、又は再交付すること。

(18) 新潟県漁業調整規則第33条第1項の規定による水産動植物の採捕の許可をすること。

(19) 新潟県漁業調整規則第33条第9項の規定により、許可証を交付すること。

(20) 新潟県漁業調整規則第44条第1項の規定による水産動植物の採捕を許可すること。

6条の表に規定する機船手繰網漁業、手びき網漁業及び板びき網漁業を除く。第13号から第17号までにおいて同じ。)の許可をすること(同法第84条第1項に規定する海面に係るものに限る。)

(6)の2 漁業法第66条第1項の規定による漁業の許可をすること(同法第8条第3項に規定する内水面に係るものに限る。)

(7)～(11) (略)

(12) 新潟県漁業調整規則第7条の規定による漁業(同条第5号(こぎ刺し網及びまき刺し網を除く。))及び第8号に掲げる漁業の方法による漁業を除く。次号から第17号までにおいて同じ。)の許可をすること。

(13) 新潟県漁業調整規則第10条の規定により、許可証を交付すること。

(14) 新潟県漁業調整規則第14条の規定により、制限又は条件を付けること。

(15) (略)

(16) 新潟県漁業調整規則第19条の規定により、許可証を書換え交付し、又は再交付すること。

(17) 新潟県漁業調整規則第21条の規定による起業の認可をすること。

(17)の2 新潟県内水面漁業調整規則第9条の規定により、許可証を交付すること。

(17)の3 新潟県内水面漁業調整規則第13条の規定により、制限又は条件を付けること。

(17)の4 新潟県内水面漁業調整規則第15条第1項の規定による変更の許可をすること。

(17)の5 新潟県内水面漁業調整規則第18条の規定により、許可証を書換え交付し、又は再交付すること。

(18) 新潟県内水面漁業調整規則第27条の規定による水産動植物の採捕の許可をすること。

(19) 新潟県内水面漁業調整規則第30条の規定により、許可証を交付すること。

(20) 新潟県内水面漁業調整規則第33条の規定により、制限又は条件を付けること。

(21) 新潟県内水面漁業調整規則第35条第1項の規定による変更の許可をすること。

(22) 新潟県内水面漁業調整規則第38条の規定により、許可証を書換え交付し、又は再交付すること。

(23) 新潟県内水面漁業調整規則第54条第1項の規定による水産動植物の採捕を許可すること。

(21) 新潟県漁業調整規則第44条第3項（同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、許可証を交付し、又は書き換えて交付すること。

(22) 新潟県漁業調整規則第44条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により、許可の条件を付けること。

(23) 新潟県漁業調整規則第44条第6項の規定による許可証に記載された事項の変更の許可をすること。

(略)

(24) 新潟県内水面漁業調整規則第54条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、許可証を交付すること。

(25) 新潟県内水面漁業調整規則第54条第4項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、制限又は条件を付けること。

(26) 新潟県内水面漁業調整規則第54条第7項の規定による許可証に記載された事項の変更の許可をすること。

(略)